

仕様書

- 1 件名 事務用機器（ノートパソコン）の賃貸借
- 2 対象となる機器 別紙1「機器の仕様」のとおり
- 3 数量 9台
- 4 借入場所 赤穂郡上郡町光都 2-25
兵庫県 西播磨県民局 光都農林振興事務所
- 5 賃貸借期間 令和7年3月1日～令和12年2月28日（5年間）
- 6 納入期限 令和7年2月28日までに機器を納入し、
正常に稼働するよう設定作業を完了させること。
（納入期限に間に合わない場合は別途協議）
- 7 保険 動産総合保険に加入することとし、その費用を含むこと。
- 8 搬入・搬出 機器の搬入及び搬出に要する費用は受注者の負担とする。
- 9 保守管理 標準保証、1年間引取修理
- 10 保守管理含まないもの
県の過失によるトラブルの処理費用
- 11 賃貸借料 受注者は、毎月分の賃借料を翌月10日までに請求することとする。
県は、請求書を受理した日から起算して30日以内に当該賃借料を支払うものとする。
- 12 その他 納入する機器は別紙1「機器の仕様」を満たす新品であること。
情報セキュリティ対策を遵守すること。
「システムの構築及び運用」及び「リース終了時のデータ消去」については、別紙2のとおり対応すること。

別紙 1 「機器の仕様」

	項 目	規 格
1	品目	パーソナルコンピューター（ノート型）
2	C P U	Core i5-1235U プロセッサ同等以上
3	O S	Windows11 Professional 64bit
4	文書ソフト	なし ※県で一括調達しているものを使用
5	セキュリティソフト	県庁ライセンス（TrendMicro ウルバスター Corp.）を提供
6	ディスプレイ	15.6 型 H D 解像度 1366 × 768 ドット以上
7	メインメモリ	8 G B 以上 + 8 G B 増設対応（計 16 G B 以上）
8	ストレージ	SSD 256 G B 以上 暗号化機能付
9	光学ドライブ	D V D スーパーマルチドライブ
10	L A N	1000BASE-T / 100BASE-T / 10BASE-T 準拠 Wake on LAN 対応 無線 LAN IEEE802.11ax 対応 IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠 Wi-Fi 準拠
11	U S B ポート	Type-A : USB3.2 (Gen1) × 3、Type-C : USB3.2 (Gen2) × 1
12	入力装置	日本語テンキー付キーボード、U S B 光学マウス
13	オーディオ機能	ステレオスピーカー内蔵
14	設定等	初期設定、ソフトウェアのインストール、県庁 WAN への接続、ネットワーク及びネットワークプリンタの接続等動作確認までを完了させること。

別紙2「システムの構築及び運用」及び「リース終了時のデータ消去」について

1 システムの構築及び運用では、次の事項に留意すること。

- ① OS、ミドルウェア、アプリケーションファイル等を最新版に更新するとともに、適切なアクセス権限付与等を行うこと。
- ② 保守運用時には、リソース監視、ログ監査、各ソフトの脆弱性修正プログラムの適用等の適切なセキュリティ管理を行うこと。

2 リース終了時に端末を返却する場合は、ハードディスク等に含まれる情報が復元できないように物理的な破壊または以下の手法によりデータ消去を行うこと。

なお、障害等により内蔵ストレージの交換対応を行う場合、交換対象となる内蔵ストレージの取扱いについても、本項目を準用する。

ア 書き込みパターンは「00」、「FF」等の16進数による書き込みを行う米国国防総省規格 (DoD5220.22-M) に準じて実施すること。

イ 完全な消去を実現するため、1物理ボリューム当たり3回以上の上書きを実施すること。

ウ 書き込みは区画、フォルダ、ディレクトリ、ファイル、ファイル情報テーブル、オーバレイ構造情報、ブートレコード情報等に関する全てのデータに対して上書きを実施すること。

エ 消去実施時に不良ブロックを検出した場合は、物理的破壊により不良ブロックにおいても情報読み取りが不可能とする対応が可能であること。

オ データイレースの手法は1台ずつ消去することとし、予め消去した内蔵ストレージをマスタディスクとしたディスクコピーは不可とする。

カ SSD のデータ消去の際には、SSD に完全対応したツールを使用すること。

キ 物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ消去も可とする。

ク 職員指定する場所でデータ消去し、職員を立ち合わせること。

ケ データ消去証明書を提出すること